



大津市公報

平成 29 年 9 月 15 日
号外 (第 48 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 95 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
- 96 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

- 214 平成 6 年告示第30号 (市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて) の一部改正..... 1

教育委員会告示

- 3 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて..... 2

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 9 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第95号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則 (平成10年規則第32号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表保育所等職員研究活動促進事業費補助金の項の次に次のように加える。

大津市新規採用保育士等給付金支給事業費補助金	保育所等が保育士の確保を目的として新たに採用した保育士等に対して給付金を支給するのに要する経費の一部を補助することにより、保育所等における新たな保育士の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ること。
------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 9 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第96号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則 (平成11年規則第64号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第25号を次のように改める。

25 削除

別表第 1 第27号中「前 2 号」を「前号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第214号

平成 6 年告示第30号 (市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて) の一部を次のように改正する。

平成29年 9 月15日

大津市長 越 直 美

本則中「あつては、」を「あつては」に、「限る」を「限り、市立公民館（大津公民館及び和邇公民館並びに小野公民館分館を除く。）に係るものにあつては施設の在り方及び管理手法の検討に関するもの並びに施設及び備品その他の設備の整備並びに維持管理に関するものを除く」に改める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示**大津市教育委員会告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の事務を市長部局の地域振興に係る事務を所管する職員に補助執行させる。

平成29年9月15日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

大津市立公民館（大津市立大津公民館及び大津市立和邇公民館並びに大津市立小野公民館分館を除く。以下同じ。）の施設の在り方及び管理手法の検討に関すること。

大津市立公民館の施設及び備品その他の設備の整備並びに維持管理に関すること。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。